

鳴沢村富士山火山避難計画避難に関する行動基準表

噴火警戒 レベル	村			住民一般			避難行動 要支援者	登山者 観光客	
	本部及び職員体制等	情報伝達	広域避難	自主防災会 消防団	住民				
					1次エリア	2次エリア			3次エリア
レベル1 (情報収集体制)	【情報収集体制・災害警戒本部設置】 ・事前配備体制の確認 ・住民名簿の確認 ・避難行動要支援者へ避難準備や避難の呼びかけ	・火山活動状況の収集 ・防災行政無線・エリアメール等で 住民・観光客に情報提供 ・福祉施設・学校関係に情報提供	・受入町へ避難の可能性のある 自治会、避難予定者数を報告し、 受入の準備要請	・避難予定者、避難行動要支 援者の把握 ・避難誘導、安否確認、情報 体制等の確認 ・消防車による広報活動				登山者・観光客・別荘地管理 事務所等への火山活動情報 提供	
レベル2 (火口周辺規制)					(自主避難) 避難準備	(自主避難)	(自主避難)	2次エリア:自主避難、避難 準備(受入先への輸送) 登山者・観光客・別荘地管理 事務所等への火山活動情報 提供	
レベル3 (入山規制)	【災害対策本部設置】 ・警戒区域の設定	・1次エリアに入山規制・下山の指 示及び情報伝達 ・観光施設関係機関への周知	・受入町への職員派遣 ・受入町への避難所開設準備の 要請 ・広域避難路の状況把握 ・輸送車両の要請	・避難誘導班、安否確認体制 等の設置 ・必要資機材の準備	避難	(自主避難) 避難準備	(自主避難) 避難準備	2次・3次エリア:避難(受入 先への輸送) ・村から受入福祉避難所へ の開設準備の要請 ・避難実施施設から避難先 施設へ受入準備の要請 1次エリア:入山自粛・下山 ・警察等関係機関による道 路、登山道への規制看板設 置 ・登山者・観光客への入山規 制の情報提供、下山の呼び かけ	
レベル4 (避難準備)	災害対策本部 ・避難路の交通規制の要請	・エリアごとの火山活動段階別の 避難関係の情報伝達 ・緊急速報メールの配信 ・警察・消防と連携し、登山口など への入山規制の立看板設置	・避難所を開設準備(職員派遣が 間に合わない時は受入町が開 設) ・輸送車両の確保	・要支援者に対する避難の呼 びかけ、準備確認 ・職員と協力して避難所への 誘導		避難	避難	・警察等関係機関による道 路、登山道への規制看板設 置(通行止め、閉鎖措置等) ・観光施設等における観光客 への噴火警戒レベル及び入 山規制の周知をする。 ・観光機関、マスコミを通 じ、地域への観光自粛の呼 びかけをする。	
レベル5 (避難)	災害対策本部(B配備) 降灰がある場合は、避難路の除灰作業の要請		・広域避難指示により、避難所の 開設・受入 ・避難所の運営協議及び運営	・地域への避難の呼びかけ ・安否の確認及び安否情報の 報告 ・避難未実施者の報告、捜 索、呼びかけ ・避難所の運営協議及び運営					
噴火直後									
噴火後									
共通事項・解説等	○協議会・国・県の体制 ・富士山火山防災対策協議会は、噴火警戒レベルの引き上 げを発表した時は、速やかに会議を開催し、レベル4の発表 後に政府の現地警戒(対策)本部が設置された場合、協議会 の体制を「火山災害警戒(対策)合同会議」に移行される。 ・合同会議の設置候補施設として、山梨県側の現地として「富 士吉田合同庁舎」(上吉田1-2-5)とされている。 ・国は現地において噴火警戒レベル3の段階で「火山災害現 地連絡調室」を立ち上げ、レベルの引き上げとともに警戒本 部、対策本部に移行される。 ・県は噴火警戒レベル1(情報収集)の段階で事前配備態勢を とり、レベル3で災害警戒本部、レベル4以降で災害対策本部 に移行される。	・防災行政無線、緊急速報メー ル、ホームページ、広報車、ケー ブルテレビ、コミュニティFMなどの による広報 ・要支援者には電話、FAX、民生 委員の訪問等での伝達 ・要支援者のための福祉避難所 への情報伝達 ・村民問合せ窓口の設置 ・報道機関への情報伝達	・自治会単位で自家用車避難と なり、原則として1世帯1台(避難 要援護者、車両不所有者は自治 体で用意した車両で避難する) ・避難所運営は、本村及び自主 防災会等で原則行う。初期段階 の開設等は受入町の支援を要請 する。 ・避難所開設期間は7日間を基本 として、火山活動の状況に応じて 受入町及び県と協議の上、延長 を依頼する。 ・受入避難所の運営にかかる費 用は本村が負担する。受入町が 立替払いした費用は両者協議を 行い、支払いを行う。	○住民の避難時の心得 ・住民は「自助」「共助」の精神で、自己の責任において行動することを念 頭にしなければならない。 ・住民は「広域避難マップ」などで避難経路、避難場所を予め把握してお き、災害発生時に円滑に行動ができるよう務めなければならない。 ・親戚、知人等への事前避難者については、自主防災会や別荘管理事 務所等に連絡しておくこと。 ・避難行動については、できるだけ班、組単位で行うようにする。 ・あわてずに落ち着いて、不確実な情報に惑わされず、避難誘導の役員 等の統制により行動する。 ・戸締り(避難完了の白タオルも)、水道、ガスの元栓、ブレーカーを締め る。 ・貴重品以外で持ち出す生活必需品は最小限にする。また持病の治療薬 等必要な医薬品は避難の長期化も考慮し十分な量を携行しておくこと。 ・避難時の服装は動きやすく気候に考慮したものに、降灰等がある場合 はヘルメット、マスクなども携行する。	・一般住民より、1段階早い 避難行動となる。 ・避難行動要支援者には一 般住宅に住む者について は、家族、親戚、民生委員 が、社会福祉施設等の入所 者・入院患者については施 設担当者が避難誘導を行な う。 ・避難行動要支援者につい ては、複数回の避難を避け るため、第4次避難対象エ リア外の広域避難先の福祉 避難所、事前協定をした受 入施設に避難する。	・自家用車及びツアー以外の 車両については、県に依頼し 避難輸送車両を確保する。 ・降灰等により交通機関が混 乱した場合、登山者・観光客 用の一時避難所も確保する ように努める。			